7 行政不服審查法

Date | Date | Date |



行政不服審査法に基づく審査請求に対する裁決に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 審査庁は、行政不服審査会等から諮問に対する答申を受けたときは、2週間以内に、裁決をしなければならない。
- 2 事実上の行為についての審査請求に理由があって、処分庁である 審査庁が当該事実上の行為の全部を撤廃する場合、事情裁決をする 場合を除き、裁決で当該事実上の行為が違法又は不当である旨を宣 言する必要はない。
- 3 不作為についての審査請求に理由がある場合、不作為庁の上級行 政庁である審査庁は、当該不作為庁に対し、申請に対する何らかの 行為をすべきことを命ずることはできるが、一定の処分をすべきこ とを命ずることはできない。
- 4 申請に基づいてした処分が手続の違法を理由として裁決で取り消された場合、処分庁は、裁決の趣旨に従い、改めて申請に対する処分をしなければならない。
- 5 審査庁は、裁決をしたときは、速やかに、審査請求人が自ら提出 した証拠書類をその提出人に返還しなければならないが、審理員か らの提出要求に応じて提出された書類については、その提出人に返 還する必要はない。

行政法



7. 行政不服審查法 「裁 決」

1 誤り

行政不服審査法44条は、「審査庁は、行政不服審査会等から諮問に対する答申を受けたとき……は、遅滞なく、裁決をしなければならない。」と規定している。平成26年改正前の旧法においては裁決の時期について明記した条文はなかったが、改正後の新法では裁決の時期について明記された。もっとも、諮問に対する答申を受けたときから2週間以内に裁決をしなければならないとする規定はない。

2 誤り

同法47条柱書本文は、「事実上の行為についての審査請求が理由がある場合(第45条第3項の規定の適用がある場合〔事情裁決の場合〕を除く。)には、審査庁は、裁決で、当該事実上の行為が違法又は不当である旨を宣言するとともに、次の各号に掲げる審査庁の区分に応じ、当該各号に定める措置をとる。」と規定し、同条2号は、「処分庁である審査庁」につき「当該事実上の行為の全部若しくは一部を撤廃し、又はこれを変更すること。」と規定している。

3 誤り

同法49条 3 項柱書は、「不作為についての審査請求が理由がある場合には、審査庁は、裁決で、当該不作為が違法又は不当である旨を宣言する。この場合において、次の各号に掲げる審査庁は、当該申請に対して一定の処分をすべきものと認めるときは、当該各号に定める措置をとる。」と規定し、同項1号は、「不作為庁の上級行政庁である審査庁」につき「当該不作為庁に対し、当該処分をすべき旨を命ずること。」と規定している。

4 正しい

同法52条2項は、「申請に基づいてした処分が手続の違法若しくは不当を理由として裁決で取り消され、又は申請を却下し、若しくは棄却した処分が裁決で取り消された場合には、処分庁は、裁決の趣旨に従い、改めて申請に対する処分をしなければならない。」と規定している。

5 誤り

同法53条は、「審査庁は、裁決をしたときは、速やかに、第32条第1項又は第2項の規定〔審査請求人又は参加人が提出する場合〕により提出された証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件及び第33条の規定〔審理員からの提出要求がある場合〕による提出要求に応じて提出された書類その他の物件をその提出人に返還しなければならない。」と規定している。

以上により、正しいものは肢4であり、正解は4となる。